

社会保障と税の一体改革関連 8 法案、社会保障と税の一体改革集中審議

[議事録 8/10]

今次抜本改革に対するスタンスと今後の税体系の在り方

・税体系を包括的視点から理念・姿を示す必要性

○吉川沙織君

過去の抜本改革においては、今御答弁の中でも触れられましたけれども、過去のときは併せて所得課税の減税が実施されているが、今回はそれもなくて、税収中立でもないということになります。

しかしながら、消費税の引上げは少子高齢社会に対応するためにはどうしても必要なこととして国民に御負担をお願いせざるを得ません。

また、今、御答弁、触れられましたけれども、その他各分野の税制についても、検討は三党合意を踏まえた上で急務だと思います。その際、所得課税、消費課税、資産課税等のそれぞれの税制のバランスをどのように考えるのか、直接税、間接税の割合はどうあるべきか、そして国と地方の税源配分をどう構成していくのか、

そして、若い世代から見てもそうですけれども、将来の税負担や不公平感の解消などといったことも含めて、全体としてどのような税体系を構築していくのかということが分かりやすく国民に提示される必要があると思います。

例えば、先ほど岡田副総理が御答弁いただきましたけれども、今後検討課題となる給付付き税額控除については、手当から控除へという考え方を強調して行うのか、それとも単に消費税増税に伴う逆進性対策の一手段として行うのかでは、趣旨、意味合いや税制全体での位置付けが変わってくることになると思います。

税調専門家委員会の助言を得るなどして、我が国の税制を広く見渡す包括的かつトータルな視点からの理念や理想、目指そうとする税体系の姿を分かりやすく国民の皆さんに提示する必要があると考えますが、総理、いかがでしょう。



## ○国務大臣(安住淳君)



おっしゃるとおりだと思います。  
そこで、もう一つの視点として考えないといけなは、やはりなぜ目的税化をするかと。  
これは、一般税収で基幹税でやれば、国家はそのお金を、時の政権や政府というものは国民からお預かりしたその税金について、防衛に使います、また社会資本整備に使います、様々それは選択があるわけです。

社会保障だけ、今回大改革なのはなぜかという、これ目的税化しているからです。もう既に予算総則ではこれは高齢者3経費に使うということにはなっていますけれども、よりこれを踏み込んだ形にしたということが私は実は大改革だと思っているんですね。

税収に占める中で、10%にすれば24兆を超えるような大きな税収になりますから。しかし、これを社会目的税化しないといけなは今我が国の構造的な問題ということが一つやっぱりあるのではないかと考えております。

これから先も少子高齢化社会の中でクオリティーの高い年金、医療、介護、様々なサービスを続けていくためには、ここに税金投入しないといけなは。このお金をどうやって賄うかとなったときに、法人税や、何といえますか、所得税で補えという人もいるかもしれませんが。保険料をもっと増やせという人もいるかもしれません。

ただ、それもなかなかバランスからいったら難しいと。そういう中で、広く薄くやっぱり国民の皆さん全体に御負担をいただくと。吉川さんの最初の話に戻ると、私もしつこいように言いますが、それは小さなお子さんも払わないといけなはし、おじいちゃん、おばあちゃんにも御負担いただくと。ただ、払ってもらったときに、ああ、これはおばあちゃんの年金だな、これは払っていただくたびに、ああ、お父さんの薬代だなと、そんなことをきちっと分かってもらって、先ほどの原則ですよ、透明、公平、そうですね。

そういう分かりやすさというものを、やはりその原則に立った今回大きな改革になったというふうに御理解いただければと思います。

## ○吉川沙織君

今、納得の原則だけ触れられませんでしたけれども、今、消費税の答弁にちょっと偏っていたかなと思いま

すが、税制、税体系の在り方というのはやっぱりしっかり国民に提示する必要があると思います。

続きの議事録(9/10)は、[こちら](#)です。